

『佛教大学通信教育課程入学要項 2024』2刷の変更点

2024年6月に発行しました『佛教大学通信教育課程入学要項 2024』2刷につきまして、2023年12月に発行した同冊子1刷より、ページ構成・表記を変更しております。

以下に変更点をまとめますので、ご確認ください。

I. 主な変更点

1. 科目履修コース ページ構成の変更・開講科目表の追加・・・2
2. 科目履修コース 教育委員会への確認事項および方法について・・・3
3. 科目履修コース 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士
資格課程の募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 免許法認定通信教育の開設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II. 【1刷】→【2刷】各ページの修正点

- はじめに> 募集概要（全課程・コース共通）・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - > 科目の履修方法
 - > 2024年度スクーリング開講科目概要・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 教員免許状・資格の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 課程本科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 科目履修コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 各種実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

I. 主な変更点

1. 科目履修コース ページ構成の変更・開講科目表の追加

- ・根拠法令の掲載順を変更しています。
- ・開講科目について、1刷では、根拠とする法令に関わらず共通の開講科目表を確認いただいておりますが、2刷では、同校種他教科の免許状の取得（第6条別表第4）・所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状の取得（第6条別表第8）の開講科目表を、他法令とは別途掲載しています。
- ・以下のとおり、取得に不足する単位の修得（以下、第5条別表第1）、所持する免許状を上級免許状にする（以下、第6条別表第3）、特別支援学校教諭免許状の取得・上級免許状にする（以下、第6条別表第7）は p.109～126、同校種他教科の免許状の取得（以下、第6条別表第4）は p.128～136、所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状の取得（以下、第6条別表第8）は p.139～151の開講科目表を確認してください。

< 1刷（変更前） >

ページ	内容
104	開講科目・免許状一覧
105	一般的包括的内容、必要条件
106	取得に不足する単位の修得（第5条別表第1）
107	所持する免許状を上級免許状にする（第6条別表第3）
108	特別支援学校教諭免許状の取得・上級免許状にする（第6条別表第7）
109	開講科目（第5条別表第1、第6条別表第3、第6条別表第7）
127	同校種他教科の免許状の取得（第6条別表第4）
128	開講科目（第6条別表第4）
137	所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状を取得する（第6条別表第8）
139	開講科目（第6条別表第8）



(次ページ参照)

<2刷(変更後)>

ページ	内容
104	開講科目・免許状一覧
105	一般的包括的内容、必要条件
106	取得に不足する単位の修得(第5条別表第1)
107	所持する免許状を上級免許状にする(第6条別表第3)
108	特別支援学校教授免許状の取得・上級免許状にする (第6条別表第7)
109	開講科目(第5条別表第1、第6条別表第3、第6条別表第7)
127	同校種他教科の免許状の取得(第6条別表第4)
128	開講科目(第6条別表第4)
137	所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状を 取得する(第6条別表第8)
139	開講科目(第6条別表第8)

2. 科目履修コース 教育委員会への確認事項および方法について

1刷では、すでに教員免許状をお持ちの方が教育職員免許法第6条関係を根拠に他の教員免許状を取得する場合の履修登録科目について、都道府県教育委員会にて履修指導が必要である旨を記載していました。2刷では、教育委員会への確認事項および方法を以下〔(2刷) p.105 下部より抜粋〕のとおり具体的に記載しています。

履修登録科目の確認の際には、以下と各法令の説明ページ※の「履修科目について」「都道府県教育委員会への確認事項および方法について」を必ず事前に確認のうえ、教育委員会への確認を行ってください。

- ※第6条別表第3…〔2刷〕 p.107
- 第6条別表第7…〔2刷〕 p.108
- 第6条別表第4…〔2刷〕 p.127
- 第6条別表第8…〔2刷〕 p.137～138

≫ 教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状取得を検討する場合の都道府県教育委員会への確認事項および方法について

1. pp.107～108、p.127、pp.137～138を参照し、該当する根拠法令を自身で確認する
2. 教員としての在職年数が必要な場合、勤務形態や勤務年数を自身で確認する(不明な場合は必ず勤務先に確認すること)

3. 所轄(現職の方は勤務校所在地、現職でない方は居住地)の都道府県教育委員会への問い合わせ方法を、該当のホームページ等で確認する
(確認方法の指定や予約が必要な場合があります)
4. 所轄の都道府県教育委員会への確認にあたって、必要な書類およびこの冊子を提示できるよう準備する
5. 所轄の都道府県教育委員会にて、教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」を確認する
6. 教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請が可能な場合は、都道府県教育委員会へ「法定科目区分に対する必要単位」を確認する
7. 都道府県教育委員会へ確認した必要単位をふまえ、pp.107～151と照らし合わせて履修が必要な科目を選択・登録する

3.科目履修コース 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程の募集について

1刷では、本特例制度が2024年度末(2025年3月)までの適用であることに伴い、前期(4月1日付入学)のみ出願可能と記載していましたが、認定こども園法一部改正法及び教育職員免許法が2024年6月に改正されました。2024年度後期(10月1日付入学)募集については、ホームページを確認してください。

4.免許法認定通信教育の開設について

1刷では2024年度は申請予定と記載していましたが、開設が確定したため、申請予定の文言を削除しました。

Ⅱ.〔1刷〕→〔2刷〕各ページの修正点

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

Ⅱ.〔1刷〕→〔2刷〕各ページの修正点

※見出しのページ数は〔1刷〕、修正文中のページ数は〔2刷〕のページを示しています。

p.2 はじめに> 募集概要 (全課程・コース共通)

■ 受付期間

入学期	受付期	志願期間	インターネットでの志願情報入力期間
前期(4月1日付入学)	I期	2024年 2月21日(水)～ 2月29日(木)	2024年 2月21日(水)10:00～ 2月29日(木)23:59
	II期	2024年 3月 1日(金)～ 3月31日(日)	2024年 3月 1日(金) 0:00～ 3月31日(日)23:59
	III期	2024年 4月 1日(月)～ 4月12日(金)	2024年 4月 1日(月) 0:00～ 4月12日(金)17:00
後期(10月1日付入学)	IV期	2024年 8月21日(水)～ 8月31日(土)	2024年 8月21日(水)10:00～ 8月31日(土)23:59
	V期	2024年 9月 1日(日)～ 9月30日(月)	2024年 9月 1日(日) 0:00～ 9月30日(月)23:59
	VI期	2024年10月 1日(火)～10月11日(金)	2024年10月 1日(火) 0:00～10月11日(金)17:00

●証明書類の提出期日は各受付期の志願期間の最終日(消印有効)までとなります。

以下すべての手続きを不備なく完了することで「入学手続き完了」となります。

【STEP1】写真データ・書類の準備

【STEP2】出願登録ページにアクセス

【STEP3】インターネットにて志願情報の入力

【STEP4】入学時必要経費の払込み

【STEP5】必要書類の郵送 ※各種証明書等の提出が必要な課程・コースのみ

※手続きの詳細については各課程・コースの「出願」ページを確認してください。

学部(本科)⇒pp.34～36参照 課程本科⇒pp.56～57参照 科目履修コース⇒pp.101～102参照 本科入学資格コース⇒p.139参照

※科目履修コース特例制度による幼稚園~~削~~除~~除~~保育士資格課程の募集は前期のみです。

p.14① はじめに> 科目の履修方法> 2024年度スクーリング開講日程概要

■ 2024年度スクーリング開講日程概要 (予定) 削 除

※スクーリング日程は2023年12月現在のものです。変更となる場合がありますので、ご了承ください。

●授業名は略称を掲載しています。時間割などの詳細は、『スクーリングのしおり』を参照してください。

●学科・課程によって受講できる授業を指定・限定している場合があります。必ず該当するページで確認してください。

●科目の後に「★」を付す科目の開講詳細は『スクーリングのしおり』を確認してください。

修正後) 2024年6月

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.14② はじめに>科目の履修方法>2024年度スクーリング開講日程概要

<修正前>

社会福祉士 国家試験受験資格	専門Ⅱ 実習指導Ⅱ													基礎 専門Ⅰ	
				環境		環境		実習指導Ⅱ		実習指導Ⅲ		言葉		健康★ 人間関係	
保育士資格 (双務)				環境		環境		実習指導Ⅱ		実習指導Ⅲ		言葉		健康★ 人間関係	
保育士資格 (単任)				実習指導Ⅰ						子育て支援		内容総論		理解と援助	
特例制度(幼稚園・保育士)				福祉と 養護		乳児 保育		食と 栄養b		子ども 家庭 支援論		食と 栄養a			
学科・課程	5月			5月		6月									
	3	4	5	25	26	1	2	8	9	15	16	22	23	29	30
	日程	祝	祝	祝	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土



<修正後>

社会福祉士 国家試験受験資格						実習指導Ⅱ		専門Ⅱ												基礎 専門Ⅰ	
				環境		環境		実習指導Ⅱ		実習指導Ⅲ		言葉		健康★ 人間関係							
保育士資格 (双務)				環境		環境		実習指導Ⅱ		実習指導Ⅲ		言葉		健康★ 人間関係							
保育士資格 (単任)				実習指導Ⅰ						社会福祉 援助技術・ 子育て支援		内容総論		理解と援助							
特例制度(幼稚園・保育士)				福祉と 養護		乳児 保育		食と 栄養b		子ども 家庭 支援論		食と 栄養a									
学科・課程	5月			5月		6月															
	3	4	5	25	26	1	2	8	9	15	16	22	23	29	30						
	日程	祝	祝	祝	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日					

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.14③ はじめに> 科目の履修方法> 2024年度スクーリング開講日程概要

<修正前>

5/25～5/31																
夏期																
9月25日																
7月							8月									
20	21	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
土	日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法然 ジェンダー スポーツ科学	ブツダ 生涯 スポーツ	くらしとマスコミ 現代社会と法律 外国語	外国語				京都の歴史 外国語				東アジア 世界の教育					
1科目につき2～3日間で開催							1科目につき2～3日間で開催									
内容 方法	幼児理解					環境				健康 ★	造形表現					
	体育 ★					理科				図工(1時)	音楽 ★					
		仏教学研究 (中)														



<修正後>

5/25～5/31																
夏期																
9月25日																
7月							8月									
20	21	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
土	日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法然 ジェンダー スポーツ科学	ブツダ 生涯 スポーツ	くらしとマスコミ 現代社会と法律 外国語	外国語				京都の歴史 外国語				東アジア 世界の教育					
1科目につき2～3日間で開催							1科目につき2～3日間で開催									
内容 方法	幼児理解					環境				健康 ★	造形表現					
	体育 ★					理科				図工(1時)	音楽 ★					
		仏教学研究 (中)														

p.15① はじめに> 科目の履修方法> 2024年度スクーリング開講日程概要

<修正前>

11/25～11/30											申込期間	
冬期											種別	
3月25日											単位認定日	
1月						2月			2/16～2/24		日程	学科・課程
11	12	13	18	19	25	26	8	9				
土	日	祝	土	日	土	日	土	日			学籍 単位 取得 状況	共通教育科目
総合												学科専攻科目
1科目につき2～3日間で開講												幼稚園免許
												小学校免許
												音楽★
												体育★
												宗教免許
												国語・書道免許
												中国語免許
												英語免許
現代演習											現代演習	
E.C.1		E.C.2		E.C.3		E.C.4				教員免許		



<修正後>

11/25～11/30											申込期間	
冬期											種別	
3月25日											単位認定日	
1月						2月			2/16～2/24		日程	学科・課程
11	12	13	18	19	25	26	8	9				
土	日	祝	土	日	土	日	土	日			学籍 単位 取得 状況	共通教育科目
総合												学科専攻科目
1科目につき2～3日間で開講												幼稚園免許
												小学校免許
												音楽★
												体育★
												宗教免許
												国語・書道免許
												中国語免許
												英語免許
現代演習											現代演習	
英語圏文化の理解 E.C.1		E.C.2		E.C.3		E.C.4				教員免許		

Ⅱ.〔1刷〕→〔2刷〕各ページの修正点

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.15② はじめに> 科目の履修方法> 2024年度スクーリング開講日程概要

<修正前>

ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅱ 実習指導Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		社会福祉士 国家試験受験資格	
造形表現																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅱ 実習指導Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		保育士資格 (2次)	
健康と安全 養護内容2																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅱ 実習指導Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		保育士資格 (3次)	
造形表現																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅱ 実習指導Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		特別制度(奨励生・保士)	
																													実習指導Ⅱ 実習指導Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		学・課程	
																													11/22~12/25 (毎週月・水・金曜日)		1月 11 12 13 18 19 25 26		2月 8 9		2/16~ 2/24	
																													11 12 13 18 19 25 26		8 9		2/16~ 2/24			
																													土 日 祝 土 日 土 日		土 日 土 日		日 日			



<修正後>

ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅲ ソーシャル演習Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		社会福祉士 国家試験受験資格	
造形表現																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅲ ソーシャル演習Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		保育士資格 (2次)	
健康と安全 養護内容2																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅲ ソーシャル演習Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		保育士資格 (3次)	
造形表現																	音楽表現		食と栄養b		乳児保育		子ども家庭支援論		食と栄養a		福祉と養護		実習指導Ⅲ ソーシャル演習Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		特別制度(奨励生・保士)	
																													実習指導Ⅲ ソーシャル演習Ⅲ・Ⅳ		ソーシャル演習 ソーシャル専門Ⅰ		基礎専門Ⅱ 実習指導Ⅰ		学・課程	
																													11/22~12/25 (毎週月・水・金曜日)		1月 11 12 13 18 19 25 26		2月 8 9		2/16~ 2/24	
																													11 12 13 18 19 25 26		8 9		2/16~ 2/24			
																													土 日 祝 土 日 土 日		土 日 土 日		日 日			

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.21① 教員免許状・資格の取得＞教員免許状の取得

既に教員免許状を所持し、新たに教員免許状を取得する場合

以下のいずれの場合においても、自身が対象となるのか、また、どの科目(単位)の修得が必要となるのかは、入学志願前に所轄(現職の方は学校の所在地、現職でない方は居住地)の都道府県教育委員会にて指導を受けてください。ただし科目履修コースへ入学する場合、取得の根拠となる法令が教育職員免許法第5条別表第1適用の場合は、出身大学・短期大学での単位の確認・指導となります。したがって、本学での単位の確認・指導の対象は、本学通信教育課程(削)修身者で教育職員免許法第5条別表第1(除)を適用し科目履修コースで単位を修得する場
 合に限ります。それ以外の方については、本学での単位の確認・指導は一切できません。
 なお、教育委員会や出身大学・短期大学で指導を受ける際には、事前に「学力に関する証明書」等の必要書類を確認のうえ、必ずこの冊子を持参してください。

p.21② 教員免許状・資格の取得＞教員免許状の取得＞既に教員免許状を所持し、新たに教員免許状を取得する場合の注釈

追記

※所持する教員免許状の教員としての在職年数の算定は、常勤、非常勤等「教員」としての任用形態によって異なりますので、必ず都道府県教育委員会に確認してください。

修正後) ※1:教育職員免許法第6条は「教育職員検定」にあたり、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会にて「受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う」と規定されており、教育職員検定の内容は本学では確認することができません。教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」については、都道府県教育委員会に確認してください。⇒p.105 参照

履修登録科目については、都道府県教育委員会に「法定科目区分に対する必要単位」を確認のうえ、pp.107～151と照らし合わせて選択・登録してください。

p.22 教員免許状・資格の取得＞資格の取得＞浄土宗教師資格の取得＞開設課程

浄土宗教師資格取得コース一覧

入学区分	学部(本科) 仏教学部仏教学科 浄土・仏教コース	
	1年次入学	3年次編入学
入学資格	高卒以上 ※1	大卒または短大卒以上 ※1
必要単位数	約160単位	約100単位

修正後) 約 140 単位

II.〔1刷〕→〔2刷〕各ページの修正点

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.57 課程本科＞出願＞出願時に必要な書類

出願時に必要な書類 ※必要書類の提出がない場合、入学手続きを進めることができません。

対象	提出書類	注意事項
	大学または短期大学発行の卒業証明書 ※見込証明書可 ⇒下段注意事項参照	<ul style="list-style-type: none"> ●発行日より3か月以内の発行のもの(コピー不可)。 ●入学資格となる学校のもの(複数ある場合は直近に卒業したもの)。⇒pp.52～53参照 ●本学通信教育課程学部(本科)に現在在学中、または過去に卒業した方は本学の証明書のみのみ免除。 ●本学通学課程に現在在籍中、または過去に卒業した方は証明書の提出が必要。 ●継続入学の方は不要。

追記

修正後) ●大学院の証明書は不可。

p.66 課程本科＞開講科目＞「社会」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中(教育の基礎的理解に関する科目等)

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	削	除	2	2	E	(小・中)「(中・高)」を履修し、不足単位は、入学後、履修科目について2週。
		教育実習(小・中)2			2	2	E	
		教育実習(中・高)1			2	2	E	
		教育実習(中・高)2			2	2	E	
		教育実習指導(小・中)	削	除	1	1	R・S	
	教職実践演習	教職実践演習(教諭)			2	2	SIS	2年目(4年次)以降の履修。
		修得単位数			30			
大学が独自に設定する科目		人権(同和)教育			2	2	T	不足単位は、「教科及び教科に関する指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」の超過分にて充足。
最低修得単位数合計					68	52		

p.70 課程本科＞開講科目＞「社会」「地理歴史」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中(教育の基礎的理解に関する科目等)

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	削	除	2	2	2	E	(小・中)「(中・高)」を履修し、不足単位は、入学後、履修科目について2週。
		教育実習(小・中)2			2	2	2	E	
		教育実習(中・高)1			2	2	2	E	
		教育実習(中・高)2			2	2	2	E	
		教育実習指導(小・中)	削	除	1	1	1	R・S	
	教職実践演習	教職実践演習(教諭)			2	2	SIS	2年目(4年次)以降の履修。	
		修得単位数	中学校:30/高校:26						

Ⅱ.〔1刷〕→〔2刷〕各ページの修正点

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.72 課程本科＞開講科目＞「社会」「公民」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	削	除	2	2	2	2	E	(小・中)「(中・高)いずれかを履修、入学後、修業科目について指導。
		教育実習(小・中)2			2	2	2	E		
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	E			
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	E			
		教育実習指導(小・中)	削	除	1	1	R・S			
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	R・S				
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2		2		SIS	2年目(4年次)以降の履修。			
		修得単位数			中学校:30/高校:26					

p.76 課程本科＞開講科目＞「社会」「地理歴史」「公民」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	削	除	2	2	2	2	E	(小・中)「(中・高)いずれかを履修、入学後、修業科目について指導。
		教育実習(小・中)2			2	2	2	E		
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	E			
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	E			
		教育実習指導(小・中)	削	除	1	1	R・S			
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	R・S				
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2		2		SIS	2年目(4年次)以降の履修。			
		修得単位数			中学校:30/高校:26					

p.78 課程本科＞開講科目＞「宗教」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	削	除	2	2	2	2	E	(小・中)「(中・高)いずれかを履修、入学後、修業科目について指導。
		教育実習(小・中)2			2	2	2	E		
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	E			
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	E			
		教育実習指導(小・中)	削	除	1	1	R・S			
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	R・S				
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2		2		SIS	2年目(4年次)以降の履修。			
		修得単位数			中学校:30/高校:26					

p.80 課程本科＞開講科目＞「国語」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	削	除	2	2	2	E	(小・中)「(中・高)いずれかを履修、入学後、修業科目について指導。
		教育実習(小・中)2			2	2	2	E	
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	E		
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	E		
		教育実習指導(小・中)	削	除	1	1	R・S		
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	R・S			
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2		2		SIS	2年目(4年次)以降の履修。		
		修得単位数			中学校:30/高校:26				

Ⅱ.〔1刷〕→〔2刷〕各ページの修正点

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.84 課程本科＞開講科目＞「中国語」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	2	2	2	2	2	E	〔小・中〕「(中・高)」 いずれも履修し、卒業後 履修科目について指導
		教育実習(小・中)2	2	2	2	2	2	E	
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	2	E	
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	2	E	
		教育実習指導(小・中)	1	1	1	1	1	R・S	
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	1	R・S		
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2	2			SIS	2年目(4年次)以降の履修。		
修得単位数		中学校:30/高校:26							

p.86 課程本科＞開講科目＞「英語」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	2	2	2	2	2	E	〔小・中〕「(中・高)」 いずれも履修し、卒業後 履修科目について指導。
		教育実習(小・中)2	2	2	2	2	2	E	
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	2	E	
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	2	E	
		教育実習指導(小・中)	1	1	1	1	1	R・S	
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	1	R・S		
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2	2			SIS	2年目(4年次)以降の履修。		
修得単位数		中学校:30/高校:26							

p.88 課程本科＞開講科目＞「数学」免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（教育の基礎的理解に関する科目等）

教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(小・中)1	2	2	2	2	2	E	〔小・中〕「(中・高)」 いずれも履修し、卒業後 履修科目について指導。
		教育実習(小・中)2	2	2	2	2	2	E	
		教育実習(中・高)1	2	2	2	2	2	E	
		教育実習(中・高)2	2	2	2	2	2	E	
		教育実習指導(小・中)	1	1	1	1	1	R・S	
	教育実習指導(中・高)	1	1	1	1	1	R・S		
教職実践演習	教職実践演習(教諭)	2	2			SIS	2年目(4年次)以降の履修。		
修得単位数		中学校:30/高校:26							

p.94 課程本科＞開講科目＞特別支援学校免許状取得課程＞教育職員免許状第5条別表第1による取得方法＞表中（特別支援教育に関する科目）

第三種	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び高理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害教育総論	視覚障害者	2	2	T・S
			聴覚障害教育総論	聴覚障害者	2	2	T・S
			重複障害・発達障害児の指導法	① 重複・LD等領域 視覚障害者 聴覚障害者	2	2	T・S

修正後) ①発達障害者 ②重複障害者

p.98 科目履修コース＞募集定員・入学条件＞入学条件＞入学資格・修業年限

特別制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程	(特例)幼稚園教諭免許状取得課程	1種:学士の学位および保育士資格の双方を有し、3年以上の実務経験がある方 2種:高等学校卒業以上で保育士資格を有し、3年以上の実務経験がある方 ※詳細は次頁の「特別制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程の入学資格詳細」を確認してください。実務経験にかかる確認やご質問には、お答えすることができません。	1年 (最長受講期間:1年)
	(特例)保育士資格取得課程	幼稚園教諭免許状(1種・2種は不問)を有し、3年以上の実務経験がある方 ※詳細は次頁の「特別制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程の入学資格詳細」を確認してください。実務経験にかかる確認やご質問には、お答えすることができません。	

p.99① 科目履修コース> 募集定員・入学条件> 入学条件> 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程

≫ 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程 ※前期(4月1日付入学)のみ出願可能

A. (現行特例制度) 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程の入学資格詳細

本特例制度を適用して免許状・資格を取得する場合、以下の「Ⅰ. 基礎資格」および「Ⅱ. 実務経験」の双方の要件を有する(している)方が対象となります。

※本特例制度は2024年度末(2025年3月)までの適用と~~す~~ため、最長受講期間は1年です。~~す~~入学後は早期に履修が完了するように学習を進めることを推奨します。

修正後) ※後期(10月1日付入学)募集については、本学通信教育課程ホームページを確認してください。

p.99② 科目履修コース> 募集定員・入学条件> 入学条件> 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程

B. (新特例制度) 特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程の入学資格詳細

幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有をさらに促進するため、現行特例制度(A)の要件である実務経験に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての実務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例(新特例制度)が設けられました。

新特例制度を適用して免許状・資格を取得する場合、以下の「Ⅰ. 基礎資格」および「Ⅱ. 実務経験」の双方の要件を有する(している)方が対象となります。

※新特例制度は2023年4月1日から2024年度末(2025年3月)までの適用となるため、最長受講期間は1年です。また、入学後は早期に履修が完了するように学習を進めることを推奨します。

p.102 科目履修コース> 出願> 出願時に必要な書類

≫ 科目履修コースで教員免許状を取得する方へ

本学科目履修コースでの教員免許状取得要件科目(単位)の修得にあたり、履修する科目(単位)の選択・登録は、すべて各自の責任のもとで行っていただくことになります。

教育職員免許法第5条別表第1を根拠に不足する単位を修得される場合は出身大学または短期大学にて、教育職員免許法第6条関係を根拠に単位を修得される場合は都道府県教育委員会にて履修指導を受けたうえで履修する科目(単位)の選択・登録を行ってください。

修正後) 教育職員免許法第5条別表第1を根拠に不足する単位を修得される場合は出身大学または短期大学にて履修指導を受けたうえで、教育職員免許法第6条関係を根拠に単位を修得される場合は都道府県教育委員会にて「自身が教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」および「法定科目区分に対する必要単位」を確認のうえ、pp.107~151と照らし合わせて履修する科目(単位)の選択・登録を行ってください。

p.103 科目履修コース>履修>1年間で登録・履修できる科目・単位について

特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程の申請手続きについて

●特例制度による「幼稚園教諭免許状」の申請

都道府県教育委員会(居住地の都道府県教育委員会)に各自で申請(個人申請)してください。申請にあたり必要な書類等および申請期限は、各自で申請先の都道府県教育委員会に事前に確認してください。

●特例制度による保育士試験の免除申請

各自で免除申請してください。申請方法等の詳細および申請期限は、一般社団法人全国保育士養成協議会のホームページを参照してください。

【URL】<https://www.hoyokyo.or.jp/>

●本特例制度は2024年度末(2025年3月)までの適用となります。証明書発行(単位認定)日に留意し、早期に履修が完了するように学習を進めることを推奨します。また、申請方法についても事前に勤務地の教育委員会・保育主管部局に確認してください。

修正後) ※後期(10月1日付入学)募集については、本学通信教育課程ホームページを確認してください。

p.104① 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程>取得できる教員免許状

<修正前>

高等学校教諭	1種	地理歴史	●	●	●	●	●
		公民	●	●	●	●	●
		宗教	●	●	●	●	●
		国語	●	●	●	●	●
		書道	●	●	●	●	●
		中国語	●	●	●	●	●
		英語	●	●	●	●	●
		情報	●	●	●	●	●
		福祉	●	●	●	●	●
		数学	●	●	●	●	●

第6条別表第4
(同校種他教科免許状の取得)

<修正後>

高等学校教諭	1種	地理歴史	●	●	●	●	●
		公民	●	●	●	●	●
		宗教	●	●	●	●	●
		国語	●	●	●	●	●
		書道	●	●	●	●	●
		中国語	●	●	●	●	●
		英語	●	●	●	●	●
		情報	●	●	●	●	●
		福祉	●	●	●	●	●
		数学	●	●	●	●	●

第6条別表第4
(同校種他教科免許状の取得)

p.104② 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程>取得できる教員免許状

注意事項

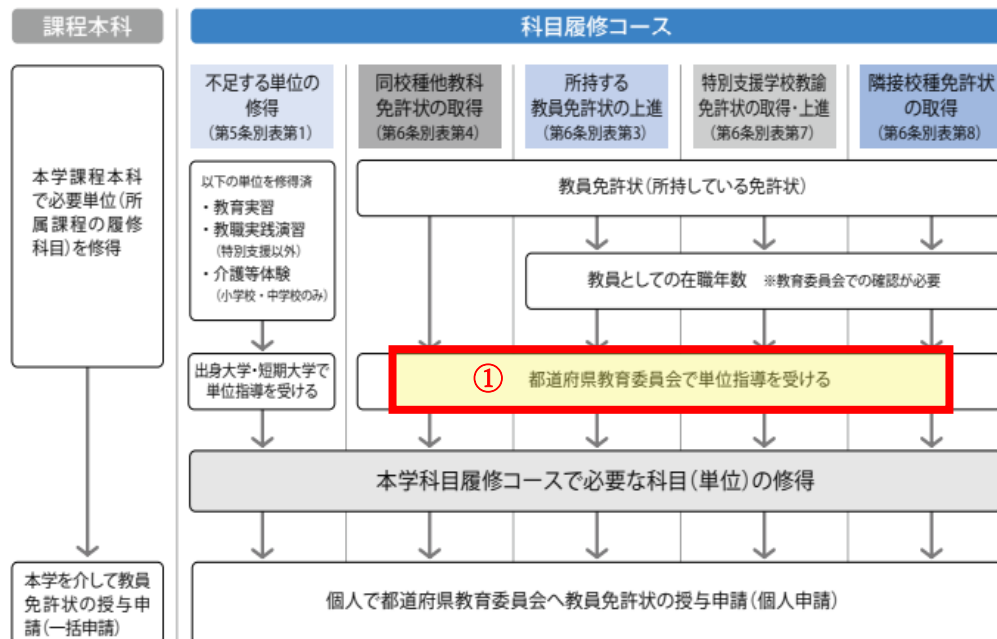
- 教育職員免許法第6条は「教育職員検定」にあたり、教員免許状の授与権者である各都道府県教育委員会にて「受験者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う」とされています。したがって、**教育職員免許法第6条関係を適用し教員免許状を取得する場合の指導先は、各都道府県教育委員会となります。**本学へのご質問が大変多く寄せられますが、上記の通り、**本学では教育職員免許法第6条にかかる指導は一切お答えできませんのでご注意ください。**
- 教員としての在職年数の算定や本学科目履修コースで修得すべき科目(単位)の確認等は、**入学志願前に余裕をもって各自で都道府県教育委員会に必ず指導を受けてください。**

修正後) ●教育職員免許法第6条は「教育職員検定」にあたり、教員免許状の授与権者である各都道府県教育委員会にて「受験者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う」と規定されており、教育職員検定の内容は本学では確認することができません。教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」については、都道府県教育委員会に確認してください。履修登録科目については、都道府県教育委員会に「法定科目区分に対する必要単位」を確認のうえ、pp.107~151と照らし合わせて選択・登録してください。

p.105 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程>

▶▶ 科目履修コースでの単位修得による教員免許状取得のための必要条件

以下の他に、「初めて教員免許状を取得する場合・不足する単位を修得する場合」「既に教員免許状を所持し、新たに教員免許状を取得する場合」ページも参考にしてください。⇒pp.20~21参照



②追記

修正後) ①教育職員検定の内容をふまえ、「教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」について都道府県教育委員会に確認

履修登録科目については、都道府県教育委員会に「法定科目区分に対する必要単位」を確認のうえ、pp.107～151と照らし合わせて選択・登録

②≫ **教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状取得を検討する場合の都道府県教育委員会への確認事項および方法について**

1. pp.107～108、p.127、pp.137～138を参照し、該当する根拠法令を自身で確認する
2. 教員としての在職年数が必要な場合、勤務形態や勤務年数を自身で確認する(不明な場合は必ず勤務先に確認すること)
3. 所轄(現職の方は勤務校所在地、現職でない方は居住地)の都道府県教育委員会への問い合わせ方法を、該当のホームページ等で確認する(確認方法の指定や予約が必要な場合があります)
4. 所轄の都道府県教育委員会への確認にあたって、必要な書類およびこの冊子を提示できるよう準備する
5. 所轄の都道府県教育委員会にて、教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」を確認する
6. 教育職員免許法第6条関係を根拠に教員免許状の申請が可能な場合は、都道府県教育委員会へ「法定科目区分に対する必要単位」を確認する
7. 都道府県教育委員会へ確認した必要単位をふまえ、pp.107～151と照らし合わせて履修が必要な科目を選択・登録する

p.107 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程(教育職員免許法第6条別表第3)

≫ **所持する教員免許状を上級免許状にする(教育職員免許法第6条別表第3適用)**

現在、所持する教員免許状(中学校・高等学校の場合は該当教科)における教員としての在職年数に応じて、本学にて必要科目(単位)を修得することにより所持している教員免許状を上級免許状に進ずる方法です。

修正後) し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて

p.108① 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程(教育職員免許法第6条別表第4)

≫ **同校種(中学校・高等学校)他教科の免許状の取得(教育職員免許法第6条別表第4適用)**

中学校または高等学校の教員免許状をすでに所持している方が、本学にて必要科目(単位)を修得することにより所持する教員免許状と同校種他教科の教員免許状を取得する方法です。

修正後) し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて

p.108② 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程（教育職員免許法第6条別表第4）

履修科目について

当該法令に定める修得を必要とする科目（単位）の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会で必ず指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、必ず教育委員会に必要書類を確認し、指示された必要書類を取り寄せ提示するとともに、必ずこの冊子を提示し指導を受けてください。入学後、履修する科目の変更はできません。

教科毎の本学開講科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」を確認してください。⇒pp.114～121参照

※本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません。

修正後）都道府県教育委員会への確認事項および方法について

教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条別表第4を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」および可能な場合の「法定科目区分に対する必要単位」については、以下の手順で都道府県教育委員会に確認してください。

- 1.所轄(現職の方は勤務校所在地、現職でない方は居住地)の都道府県教育委員会への問い合わせ方法を、該当のホームページ等で確認する(問い合わせ方法の指定や予約が必要な場合があります)
- 2.所轄の都道府県教育委員会への確認にあたって、必要な書類およびこの冊子を提示できるよう準備する
- 3.所轄の都道府県教育委員会にて、教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条別表第4を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」を確認する
- 4.教育職員免許法第6条別表第4を根拠に教員免許状の申請が可能な場合は、都道府県教育委員会へ「法定科目区分に対する必要単位」を確認する
- 5.都道府県教育委員会へ確認した必要単位をふまえ、pp.128～136と照らし合わせて履修が必要な科目を選択・登録する(入学後、履修する科目の変更不可)

なお、pp.128～136は、教育職員免許法施行規則第15条第1項の表に規定する単位数をもとに作成しているため、当該選択例のとおり履修登録を行った場合でも、申請先の都道府県教育委員会が定める教育職員検定の要件を充足することを確約するものではありませんので留意してください。

p.109① 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程（教育職員免許法第6条別表第7）

》特別支援学校教諭免許状の取得・上級免許状にする（教育職員免許法第6条別表第7適用）

以下①・②のいずれかに該当する方が、本学で必要科目（単位）を修得し、特別支援学校教諭免許状を取得する方法です。

修正後）し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.109②

履修科目について

当該法令に定める必要在職年数ならびに修得を必要とする科目(単位)の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会で必ず指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、必ず教育委員会に必要書類を確認し、指示された必要書類を取り寄せ提示するとともに、必ずこの冊子を提示し指導を受けてください。入学後、履修する科目の変更はできません。

特別支援学校教諭免許状の博学開講科目は、「特別支援教育に関する科目」を確認してください。⇒p.125参照

※本学では履修科目の確認・指導を行うことはできません。

※近畿圏内の複数の教育委員会に確認したところ、本学のカリキュラムの場合、「S5681視覚障害教育総論」「S5682聴覚障害教育総論」の2科目を除く、10科目20単位の修得が必要との同一見解を示されました。都道府県教育委員会で履修指導を受ける際は、この指導も参考にしてください。

p.110① 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程(教育職員免許法第6条別表第8)

▶▶ 所持している教員免許状に隣接する学校種の免許状を取得する(教育職員免許法第6条別表第8適用)

幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状をすでに所持し、最低3年以上、所定の教員として在職年数のある方が、本学にて必要科目(単位)を修得することにより所持する教員免許状に隣接する校種の教員免許状を取得する方法です。

修正後)し、都道府県教育委員会による教育職員検定にて

p.110② 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程(教育職員免許法第6条別表第8)

●教育職員免許法施行規則第18条の2(抜粋)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	必要在職年数	最低修得単位数							大学が独自に設定する科目	
			教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
						道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3年		6							
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3年			10 ※3	1		2 ※1			
	中学校教諭普通免許状	3年			10 ※3			2 ※1			
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3年	10 ※2		2 ※3			2 ※1			
	高等学校教諭普通免許状	3年			2 ※3	1		2 ※1		4	
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	3年			2 ※3			2 ※1		8	

p.111① 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程（教育職員免許法第6条別表第8）

履修科目について

当該法令に定める必要在職年数ならびに修得を必要とする科目(単位)の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は居住地の都道府県教育委員会で必ず指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、必ず教育委員会に必要書類を確認し、指示された必要書類を取り寄せ提示するとともに、必ずこの冊子を提示し指導を受けてください。

本学開講科目は、以下のページを確認してください。

修正後) 都道府県教育委員会への確認事項および方法について

教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条別表第8を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」および可能な場合の「法定科目区分に対する必要単位」については、以下の手順で都道府県教育委員会に確認してください。

- 1.教員としての在職年数が必要な場合、勤務形態や勤務年数を自身で確認する(不明な場合は必ず勤務先に確認すること)
- 2.所轄(現職の方は勤務校所在地、現職でない方は居住地)の都道府県教育委員会への問い合わせ方法を、該当のホームページ等で確認する(問い合わせ方法の指定や予約が必要な場合があります)
- 3.所轄の都道府県教育委員会への確認にあたって、必要な書類およびこの冊子を提示できるよう準備する
- 4.所轄の都道府県教育委員会にて、教育職員検定の内容をふまえ、「自身が教育職員免許法第6条別表第8を根拠に教員免許状の申請を行うことが可能であるか」を確認する
- 5.教育職員免許法第6条別表第8を根拠に教員免許状の申請が可能な場合は、都道府県教育委員会へ「法定科目区分に対する必要単位」を確認する
- 6.都道府県教育委員会へ確認した必要単位をふまえ、以下のページと照らし合わせて履修が必要な科目を選択・登録する(入学後、履修科目の変更不可)

p.111② 科目履修コース>開講科目>教員免許状課程（教育職員免許法第6条別表第8）

※3:各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法について

【小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合】

5科目以上の教科の指導法に関する科目を修得してください(幼稚園教諭免許状を有する場合は生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合はその免許教科に相当する教科を除く)。

削 除

【中学校または高等学校教諭免許状の授与を受ける場合】

それぞれ受けようとする免許教科の指導法のうち、pp.114~121「教科及び教科の指導法に関する科目」の表内「6条別表8適用外」欄に*を表示する科目は、「各教科の指導法」の事項を満たさないので選択しないでください。⇒pp.114~121参照

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.112～125 科目履修コース> 開講科目

1刷では第5条別表第1、第6条別表第3、第6条別表第4、第6条別表第7、第6条別表第8を根拠とする開講科目表を記載していましたが、2刷では上記の法令のうち第6条別表第4、第6条別表第8を根拠とする開講科目表を別ページにそれぞれ記載しているため、〔2刷〕[p.109～p.126](#)は、第5条別表第1、第6条別表第3、第6条別表第7を根拠とする開講科目表です。第6条別表第4は〔2刷〕[p.127～136](#)、第6条別表第8は〔2刷〕[p.137～151](#)の開講科目表を確認してください。

<表参照時の注意事項>

- ①根拠とする該当法令を確認してください。
- ②備考欄にも修正が入っている場合がありますので、改めてご確認をお願いします。

p.125 科目履修コース> 開講科目> 特別支援学校教諭免許状（「知的障害者に関する教育の領域」・「肢体不自由者に関する教育の領域」・「病弱者に関する教育の領域」）

第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	S5681	視覚障害教育総論	視覚障害者	/	2	T・S	9,000	心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	S5682	聴覚障害教育総論	聴覚障害者		2	T・S	9,000	心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
		重複障害・発達障害児の指導法	S5687	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者		2	T・S	9,000	心理、生理、病理、教育課程及び指導法を含む
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	科目履修コースでは履修不可								

【履修方法】

●履修方法が「T・S」の科目は、スクーリングの受講が必要。1科目毎に受講日数が半日間、別途受講料(4,500円)が必要(目安)。

【備考】

●※1 [障害教育総論](#) 1科目2単位を修得しなければ、教員職員免許法施行規則に定める当該系列の法定区分を満たさない。

修正後) ①発達障害者 ②重複障害者 ③「特別支援教育総論」

p.136 科目履修コース> 開講科目

特例制度による幼稚園教諭免許状・保育士資格課程

※前期(4月1日付入学)のみ出願可能。

修正後) ※後期(10月1日付入学)募集については、本学通信教育課程ホームページを確認してください。

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.146 各種実習＞教育実習＞教育実習の詳細＞教育実習校の確保

⑩認定在外教育施設において教育実習の実施を希望される場合は、入学前に教職支援課へお問合せください。

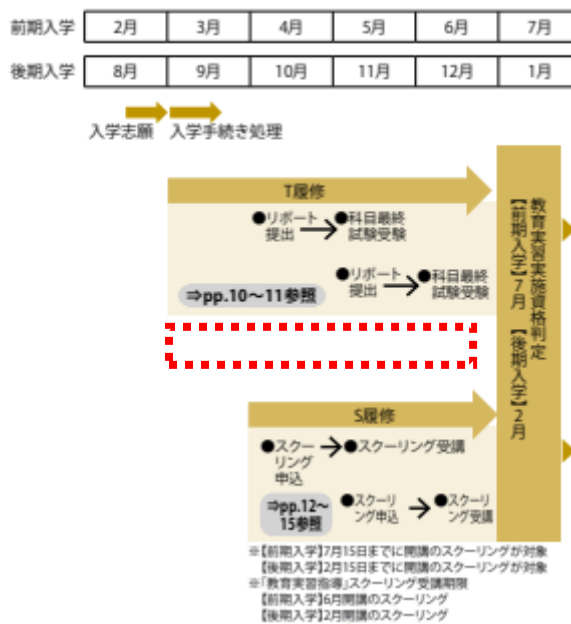
追記

修正後) なお、状況によっては、実施できない場合があります。

p.148 各種実習＞教育実習＞入学1年目実習を希望する方へ＞課程本科（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）教諭免許状取得課程で入学1年目実習を希望する方

<修正前>

履修の流れ(例)



(次ページ参照)

※見出しのページ数：〔1刷〕

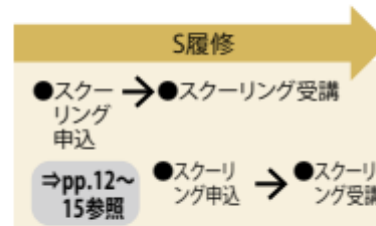
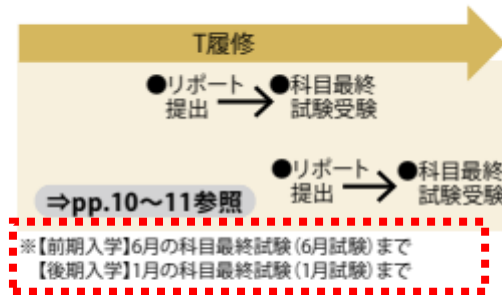
修正文中のページ数：〔2刷〕

<修正後>

履修の流れ(例)

前期入学	2月	3月	4月	5月	6月	7月
後期入学	8月	9月	10月	11月	12月	1月

入学志願 → 入学手続き処理



※【前期入学】7月15日までに開講のスクーリングが対象
【後期入学】2月15日までに開講のスクーリングが対象

※「教育実習指導」スクーリング受講期限
【前期入学】6月開講のスクーリング
【後期入学】12月開講のスクーリング

【前期入学】7月
【後期入学】2月

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

p.151 各種実習＞介護等体験

介護等体験の注意事項

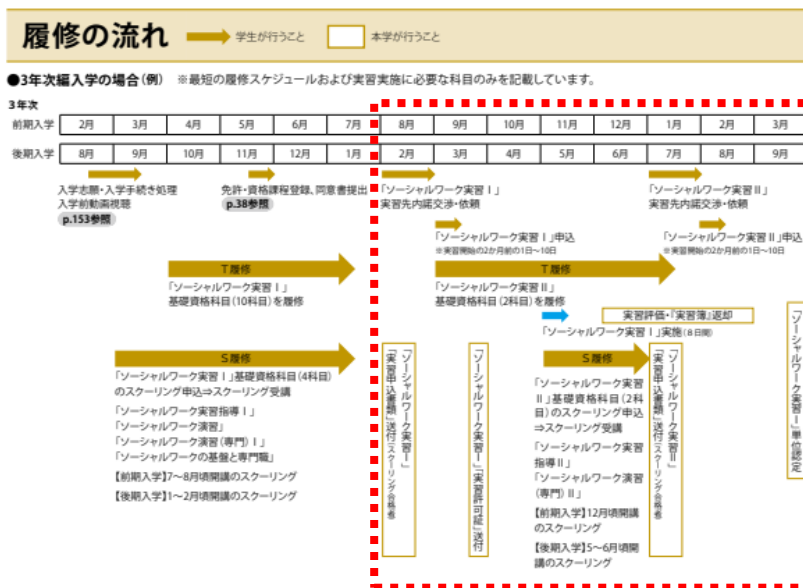
- 「介護等体験指導」(R・S履修)のレポート合格者を申請手続き対象者とします。
- 各都道府県の申請時期は、年1回程度です。多くの都道府県は体験実施前年度末の申請となるため、介護等体験の実施はレポート提出(合格)の翌年度となります。
※後期(10月)入学者は入学後早々に「介護等体験指導」(R・S履修)のレポートを提出し、合格しなければ入学翌年度の体験を実施することができません。
- 本学を通じて各都道府県の社会福祉協議会・教育委員会へ申請を行い、各都道府県の社会福祉協議会・教育委員会が体験先・体験期間を決定します。
- 決定した体験先・体験期間を変更することはできません。勤務者は休暇等を取得し、介護等体験に専念してください。
- 各都道府県の受入状況によって、予定されている実施時期より早い時期の配当や履修期限を過ぎて配当される場合があります。また、自宅から遠方の体験先(宿泊を伴う場合を含む)になる場合もあります。

追記

修正後) ●介護等体験は、日本国内での実施に限ります。

p.155 各種実習＞ソーシャルワーク実習

<修正前>



(次ページ参照)

※見出しのページ数：〔1刷〕

修正文中のページ数：〔2刷〕

<修正後>

